

教児安第317号
教職第353号
令和5年7月3日

各県立学校長 様

教 育 長

交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

このことについて、令和5年6月27日付け交推第21号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から別添写しのとおり依頼がありました。

本年における県内の交通事故死者数は、6月26日現在で、全国ワースト4位であり、本年6月21日から26日までの間に、7件の交通死亡事故が発生し、特に歩行中（横断歩道横断中）、自転車乗用中の死亡事故が連続発生しているとのことです。

また、時間帯では、薄暮時から夜間にかけて発生しており、今後、同種事故のさらなる発生が危惧されています。

については、貴校の職員及び児童生徒等並びにその御家族等に対して、下記のとおり、歩行者保護と夜間帯の交通事故防止について注意喚起を図るなど、交通死亡事故の抑止に御協力をお願いします。

記

- 1 横断歩道は歩行者が優先であり、横断歩道手前における十分な減速や、安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- 2 歩行者は、夜間外出時における反射材の有効活用や、横断歩道横断時における「手上げ」や「アイコンタクト」による運転者への横断意思の明示、車が止まったことを確認してから横断するなど、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- 3 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

担 当

- ・交通安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
電話 043（223）4091
- ・職員の交通安全対策について
教育振興部教職員課管理室
電話 043（223）4040

教児安第317号
教職第353号
令和5年7月3日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

交通死亡事故抑止の推進について (依頼)

このことについて、令和5年6月27日付け交推第21号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から別添写しのとおり依頼がありました。

本年における県内の交通事故死者数は、6月26日現在で、全国ワースト4位であり、本年6月21日から26日までの間に、7件の交通死亡事故が発生し、特に歩行中（横断歩道横断中）、自転車乗用中の死亡事故が連続発生しているとのことです。

また、時間帯では、薄暮時から夜間にかけて発生しており、今後、同種事故のさらなる発生が危惧されています。

つきましては、貴管下学校等の教職員及び児童生徒等並びにその御家族等に対して、下記のとおり、歩行者保護と夜間帯の交通事故防止について注意喚起を図るなど、交通死亡事故の抑止に御協力をお願いいたします。

記

- 1 横断歩道は歩行者が優先であり、横断歩道手前における十分な減速や、安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- 2 歩行者は、夜間外出時における反射材の有効活用や、横断歩道横断時における「手上げ」や「アイコンタクト」による運転者への横断意思の明示、車が止まったことを確認してから横断するなど、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- 3 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

担 当

- ・交通安全教育について
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課安全班
電話 043 (223) 4091
- ・職員の交通安全対策について
千葉県教育庁教育振興部教職員課管理室
電話 043 (223) 4040



交 推 第 2 1 号
令和5年6月27日

千葉県交通安全対策推進委員会委員 様

千葉県交通安全対策推進委員会事務局長
(千葉県環境生活部くらし安全推進課長)

交通死亡事故抑止の推進について (依頼)

交通安全対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年における県内の交通事故死者数は、6月26日現在で54人(前年同期比-3人)の全国ワースト4位であります。

交通死亡事故については、本年6月21日以降、7件と多発し、特に歩行中(横断歩道横断中)、自転車乗用中の死亡事故が連続発生しています。また、時間帯別では、薄暮時から夜間にかけて発生しており、今後、同種事故のさらなる発生が危惧される所です。

委員の皆様におきましても、下記のとおり、歩行者保護と夜間帯の交通事故防止について特に御配意の上、職域や地域における広報啓発のほか、職員やその御家族等に対する注意喚起を図っていただくなど、交通死亡事故の抑止に御協力くださいますようお願いいたします。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であり、横断歩道手前における十分な減速や、安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 歩行者は、夜間外出時における反射材の有効活用や、横断歩道横断時における「手上げ」や「アイコンタクト」による運転者への横断意思の明示、車が止まったことを確認してから横断するなど、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (3) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配意すること。



(事務局担当)

千葉県環境生活部くらし安全推進課
交通安全対策室 幸(ゆき)

TEL 043-223-2258

E-mail ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp